

議案第70号

偲翁舎条例の一部改正について

偲翁舎条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成28年3月11日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

偲翁舎条例の一部を改正する条例

偲翁舎条例（平成16年伊賀市条例第261号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第3項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

第5条第3項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「1室1回の使用につき3,000円（1回の使用時間は、午前8時30分から午前12時まで、又は午後1時から午後5時までとする。）の利用料金」を「別表に定める使用料」に改め、同条第2項中「利用料金」を「使用料」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項を削り、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し及び同条本文中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3号及び第4号中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条及び第15条を削る。

第16条中「市長が定める」を「規則で定める」に改め、同条を第13条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

区分	午前	午後	全日
	午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前8時30分 から午後5時 まで
洋室	3,000円	3,000円	6,000円
和室	3,000円	3,000円	6,000円

備考 使用時間は、準備及び原状回復のための時間を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の偲翁舎条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。